

茨木市中学校部活動地域展開に関する制度構築等総合支援業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、茨木市(以下「発注者」という。)が発注する「茨木市部活動地域展開運営業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

2 件名

茨木市部活動地域展開事業業務委託

3 背景と目的

茨木市教育委員会(以下、「市教委」という。)は、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」並びに大阪府の「大阪府部活動の在り方に関する方針」に基づき、令和6年4月に「茨木市中学校部活動の在り方に関する方針」を改訂した。「中学生の多様な活動の機会の保障」と「中学校教職員の負担軽減」を目的とし、休日の部活動から段階的に地域クラブ活動へ展開することを推進している。

本事業は、令和11年度夏から令和12年度夏ごろまでの期間に休日のすべての学校部活動を地域クラブ活動に展開することを目指し、学校外の団体に委託することで、生徒・保護者及び教員への効果・影響を調査するとともに、令和8年度からの段階的な地域展開を進めるために実施するものである。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日とする。

5 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

なお、受託者は本業務の実施に当たり、国、府及び市の関係法令、関係計画及びガイドライン等との整合性を確保しながら、業務を遂行すること。

(1)地域クラブ活動運営業務支援

受注者は、土日及び祝日の地域クラブ活動の運営を支援するため、以下の業務を遂行する。

- 受注者は実施主体(認定地域クラブ)の代表者と連携を図り、課題の抽出を図るとともに、令和9年度以降の事務局業務に活用できるよう、生徒の出欠管理や指導者の出退勤管

理、緊急時の対応や連絡等が適切かつ円滑に行えるよう、運営管理に係る資料(様式含む)等を整備し、提案する。

- 市(教育委員会含む)及び学校との連絡調整、指導者や関係団体との連携を担う事務局を府内に設置し、専属の統括責任者(コーディネーター)を配置する。なお、統括責任者は、部活動の地域展開及び中学生への指導に対する十分な知識を有し、マネジメントや学校・保護者等とのコミュニケーションを円滑に行える者とする。
- 定期的の実務者会議を開催し、市の担当者と把握した内容や週の予定について綿密に連絡、報告、共有を行い、協議の場を設定する。
- 怪我や事故、トラブル発生時に備え、緊急時対応マニュアルを整備し、関係者と共有する。
- 地域クラブ指導者が指導にあたる前に熟知しておくべき内容を検討するとともに、オンデマンド配信等で指導者が受講しやすいよう、令和9年度以降も活用できる研修資料及び動画(本市ガイドラインに沿った以下のア～カの内容を含む)を作成し、提案すること。

ア:安全管理(病気、怪我や自己、熱中症等の未然防止、救急対応や搬送)

イ:適切な指導(暴力行為、ハラスメント、威圧的な言動、生徒とのLINE等の禁止)

ウ:多様な生徒の理解(特別支援、アレルギー、LGBTQなど)

エ:指導力(専門性)の向上とアップデート(指導方法等について学び続ける姿勢)

オ:保護者との適切な対応(丁寧な応対、こまめな連絡・報告など)

カ:個人情報の管理(取得した個人情報の管理徹底など)

キ:その他円滑な地域クラブ運営に必要と考えられる研修

(2)実態調査及び実証事業等における課題の抽出

受注者は、市立中学校、関係団体及び地域クラブ実証事業に関する実態調査を遂行する。

- 茨木市体育協会や総合型地域スポーツクラブ、市教育委員会等、部活動地域展開に係る団体の実態について調査等を実施し、各団体の部活動地域展開に関する現状・課題を整理すること。
- 茨木市立中学校の部活動の実態について把握し、部活動地域展開に関する共通の課題や各学校および各部が抱える固有の課題についてそれぞれ整理する。そのため、適宜各中学校の管理職や各部の代表顧問等と協議し、将来的な指導者数や地域クラブによる大会参加に係る規定等を含めた各部の実態や今後の方向性、見通し等について整理する。また、必要に応じて、教職員等へ意向アンケートを作成し、実施すること。
- 本事業と並行して実施される地域展開に係る取組「地域クラブ実証事業」の進捗等を、関係者間で共有を図ることを目的に、定例会を開催し、運営支援や記録作成等を実施すること。

(3)「茨木市推進計画(案)Iba活モデル」の検証・策定および「実施計画」の提案・策定

受注者は、茨木市の実情に応じ、推進計画(案)の検証・策定を行うとともに、円滑に地域展開を実施できるよう実施計画の提案及び策定を行う。

- 本市における部活動地域展開推進計画(案)の策定に向けて、茨木市の地域資源を活用し、市の実態に適した形となるよう、適宜関係団体や学校、顧問等と協議し、「Iba活モデル(仮称)」の構築に向けた調査、分析を実施する。
なお、調査設計においては、必要な調査を提案し、市と協議のうえ実施すること。
- (2)の実態調査及び課題の抽出等を踏まえ、本市の部活動地域展開推進計画(案)を基に、認定地域クラブ等の認定制度および研修制度の構築、施設管理上の課題等の事項について検討し、提案すること。
- 令和11年度夏ごろ開始予定の休日の地域展開の実施に向けて、令和9年度、10年度、11年度までにそれぞれ解決すべきタスクや踏むべきステップについて整理・提案する。その際、調査結果を踏まえ、実施主体や運営団体の立ち上げ等、体制面についても併せて整理し、具体的な「実施計画(ロードマップ)」を提案し、市と協議の上、作成すること。

(4)持続可能な仕組み構築に向けた提案および立ち上げ業務

受注者は、茨木市の実情に応じた持続可能な仕組みを構築するため、以下の調査・提案・実行支援を行う。

① 推進体制の構築支援

- 市教委、学校関係者、地域のスポーツ・文化芸術団体等で構成される「茨木市部活動地域展開検討協議会」の運営を支援すること。
- 地域の受け入れ団体となり得る運営主体(一般社団法人、NPO等)の設立に関する提案及び立ち上げ支援を行うこと。
- 運営団体(事務局)となり得る団体(一般社団法人等)の運営業務に携わる高い資質を有した人材の確保および指導・支援を行うこと。
- 運営団体(事務局)が効率的かつ安全に業務を行えるよう、ICTの活用を含めた具体的な支援策を提案すること。
- 各団体運営の適正化に関する審査、是正等を行う評議会など第三者機関の団体設立に向けた提案及び立ち上げ支援を行うこと。

② 多様な財源確保策の調査・検証および提案

- 受益者負担(会費)の適正な金額設定に関する調査・シミュレーションを行うこと。
- 企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、地域企業からの協賛等を活用した財源確保

策を提案し、実行を支援すること。

③ 先進事例の調査と導入可能性の検証

- 他自治体における成功事例や課題を調査・分析し、本市への導入可能性について具体的な提案を行うこと。
- 茨木市における休日の地域展開の将来像について、ロードマップを提示するとともに、最終的には、平日の地域展開も見据えた計画の策定についても考慮すること。
- 地域の実施主体(認定地域クラブ・協力地域クラブ)の募集・選定を調査・検討すること。

(5) 国の補助事業「地域クラブ活動体制整備等事業」に係る根拠資料等の作成および支援

- 本市の令和8年度の申請に応じた国および府へ提出する補助事業に係る根拠資料を作成するとともに、期日までに指定の媒体にて適切に市へ提出すること。
- 根拠資料の提出に向けて、月ごとに根拠資料をまとめておき、作成した資料については、毎月市へ報告すること。
- 令和9年度の本市の方向性を加味した上で、国の補助事業への申請業務を適切に支援するとともに、必要な資料を決められた日時までに市へ提出すること。

(6) 各種報告及び成果品

① 報告書

- 月次活動報告書: 毎月の活動状況や課題について報告すること。
- 年度末事業報告書: 当該年度の事業全体の成果、課題、次年度への提案をまとめること。
- 最終報告書: 契約期間満了時に、持続可能な仕組みの構築に向けた調査研究結果、課題や対応策を網羅した最終報告書を提出すること。

② 成果品

- 上記報告書一式
紙媒体(製本版、A4 カラー) : 20部
電子媒体(CD-R 等にデータを格納したもの): 2枚
- 作成した各種マニュアル、研修資料、説明会資料等
※報告書に掲載する図表等についても全て可変データとして納品できるよう整理する。

(7) 会議及び説明会運営サポート業務

① 保護者及び生徒向けの説明資料(リーフレット等)の作成

受注者は、茨木市の推進計画及び実施計画を基に、市立中学校の生徒及び保護者を対象にした市の方向性を示した説明資料(リーフレット等)を作成し、データを提供すること。

② 教職員向けの説明資料(動画含む)の作成

受注者は、茨木市の推進計画及び実施計画を基に、市立中学校の教職員及び部活動指導員、部活動指導者を対象にした市の方向性を示した説明資料(動画含む)を作成し、配信のための編集をした上で、データを提供すること。

③ 茨木市運動部活動地域展開検討協議会等の関係会議の運営サポート及び資料作成

受注者は、茨木市部活動地域展開検討協議会等の関係会議の開催に必要な運営サポートを行うほか、発注者から求められた資料を作成すること。

④ その他説明会の運営サポート及び資料作成

上記のほか、発注者の求めに応じて説明会の運営サポート及び資料作成を行うこと。

6 経費等

(1)受注者は契約締結額の範囲内において、仕様書の内容について実施し、委託事業に係る経費のすべてをまかなうこと。

(2)委託料の支払いは、契約完了日となる令和9年3月31日までに報告書および成果品が適切に市へ提出されたことを確認した上で、受注者からの書面による請求に基づき、令和9年4月1日以降に支払うものとする。

7 その他

(1)業務情報の取扱

本業務にあたり、受託者は本市が提供した資料及び知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。契約終了後においても同様とする。業務の遂行の際には、委託契約約款、本市情報セキュリティポリシー、個人情報取扱特記事項、その他必要事項について、十分確認を行うこと。また、作業内容について疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上、対応すること。

(2)体制の報告

市教育委員会に人員体制図、および当該体制に関係する者の名簿を提出すること。これらの者に対して守秘義務の徹底を図ること。

(3)終了時

本委託業務の終了後は、市と協議の上、市教育委員会、茨木市の関係各課および市が指定する者(運営団体等)が滞りなく業務が行えるように、引継ぎ等を計画立てて適切に行うこと。

(4)業務の完了及び成果品に対する責任の範囲

本業務の完了は、発注者による完了検査に合格したときとする。また、業務完了後に受注者の責めによる不備等が発見された場合、発注者が必要と認める訂正補足及びその他の必要な作業を直ちに受注者の責任において行うものとする。

(5) 成果品の帰属

本業務における成果品、資料等の所有権及び著作権はすべて発注者に帰属するものとし、受注者が成果品及び資料等を公表、利用等することについては、一切これを認めない。ただし、発注者が承認した場合はこの限りでない。

(6) 業務主任担当者

受注者は、受注者と直接雇用関係にある者の中から業務主任担当者を選任し、発注者へ選任通知書により通知するものとする。なお、通知には雇用を証する保険証の写しを添付すること。

(7) 守秘義務

受注者ならび実施主体(団体)は、本業務上知り得た行政及び個人情報に係る事項を、発注者の承諾なしに利用し、または第三者に漏らしてはならない。

(8) 損害の賠償

受注者は、本業務の履行中に生じた諸事故等により、発注者及び第三者に損害等を与えた場合は、受注者が責任を負うこと。

(9) 知的財産権の使用

本業務の履行に際し、第三者の著作物、特許、実用新案その他の知的財産を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

(10) 法令遵守

関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

(11) 仕様書に定めのない事項等の対応

本仕様書に定めのない事項又は仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。